

区立堀ノ内東保育園の私立保育園への転換時期及び 新園舎への移転時期の変更について

令和7年度末をもって指定管理期間が満了する区立堀ノ内東保育園（以下「堀ノ内東保育園」という。）の私立保育園への転換に伴う整備・運営事業者候補者を株式会社プロケア（以下「事業者」という。）とすることを令和7年1月に決定しました。

これを受け、令和7年第2回区議会定例会において、条例を改正し、令和8年4月1日に堀ノ内東保育園を廃止すること等とするとともに、同日、新園舎へ移転し、私立保育園に転換するため、事業者において新園舎の建築を進めてきました。

しかし、事業者による新園舎建築において、建築確認の取得や建築部材の納入の遅れ等に伴う遅延が生じ、事業者から令和8年4月に新園舎を開設することができない旨の申出があったことから、以下のとおり、私立保育園への転換時期及び新園舎への移転時期を変更することとしましたので、報告します。

1 変更後の私立保育園への転換時期及び新園舎への移転時期

令和8年6月

※同年4月から私立保育園へ転換するまでの間は、事業者からの申出及び区・事業者との協議により、現園舎を活用し、区立堀ノ内東保育園として運営業務を事業者に委託する。

2 業務委託期間における運営上の変更点

- ・延長保育を実施した場合における延長保育料を区が徴収することとなる。
- ・光熱水費は区の負担となる。
- ・施設修繕が必要となった場合は区の負担となる。
- ・園児に事故があった場合等における賠償保険が区の保険となる。

3 条例改正

令和7年第2回区議会定例会で議決を得た「杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例」を改正し、堀ノ内東保育園を廃止する規定の施行期日を改める。

4 その他

業務委託を実施したことによる区の負担経費の取扱いについては、今後、事業者と協議する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月	第1回区議会定例会に条例改正案を提案
3月末まで	事業者による新園舎の整備が完了
3月末	堀ノ内東保育園の指定管理期間が満了
4月	現園舎を活用し、運営業務委託開始
5月中旬	都児童福祉審議会における新園舎の設置認可に係る意見聴取
6月1日	新園舎に移転し、私立保育園へ転換